

# うきは市総合計画(後期) 審議会委員を公募します



市では、第2次総合計画(期間：平成28年度から10年)に基づき各分野の行政施策を進めています。この計画の前期5年が令和2年度で終了することから、次の後期計画（令和3年度から5年）を策定するための審議会委員を公募します。

## ◇募集人数

3名以内

## ◇任期

総合計画(後期計画)案の策定完了（令和3年3月予定）まで

## ◇会議予定

年4～6回程度（平日昼間の開催予定）

## ◇応募資格

次の①～③の条件を全て満たす人

- ① 満20歳以上の人
- ② 市内に在住または在勤の人
- ③ 市の総合計画（ランドデザイン）に関心を持つ人

## ◇報酬

市の規定による委員報酬

## ◇応募方法

応募申込書に必要事項を記入し、郵送または持参もしくは電子メールで提出（申込書は企画財政課、浮羽市民課、市ホームページにあります。）



## ◇募集期間

令和2年4月1日（水）～28日（火）必着

## ◇選考方法

審議会全体の専門分野・年齢構成等を配慮して選考します。

## ◇応募先

〒839-1393 うきは市吉井町新治316  
企画財政課 企画調整係 TEL73-9152  
kikaku@city.ukiha.lg.jp



# 介護用品（紙おむつ等）支給事業



在宅で介護をしている家族やひとり暮らしの高齢者を支えるために、介護用品（紙おむつ等）支給事業を行っています。現在利用中の人も、令和2年度分は新たに申請が必要です。受付は下記窓口で随時行っています。なお、支給開始は、申請された月の翌月からとなります。



## ◇対象者

要介護認定者（要介護1～5）で在宅で家族による介護を受ける者または以下に該当する者

- ① 身体障害者手帳を有し、上下肢及び体幹の著しい障害により、要介護状態にあると認められる者
- ② 療育手帳を有し、著しい発達遅滞により生活全般において、要介護状態にあると認められる者
- ③ ひとり暮らしの要介護認定者

※在宅で生活されていない人（入院中、施設入所者など）及び短期宿泊（ショートステイ）を1か月に20日以上利用している人は対象となりません。

## ●問合せ

保健課 介護・高齢者支援係 TEL75-4960

## ◇助成額

区分	助成額（月額）
要介護1	1,000円
要介護2または3	2,000円
要介護4または5	4,000円
要介護認定を有しない者	1,000円

※申請翌月1日現在の介護度で助成額を決定しますが、令和2年10月1日現在で要介護度が変わる人は、助成額を再決定します。

## ◇申請受付

保健課 介護・高齢者支援係  
うきは市民センター 浮羽市民課